「登録講習機関の登録等に関する取扱要領」等の一部改正（案）に関する意見公募の結果について

令 和 ８ 年 １ 月
国土交通省航空局
安全部無人航空機安全課

国土交通省では、令和7年 10 月4日から令和7年 11 月2日までの期間において、「登録講習機関の登録等に関する取扱要領」等の一部改正（案）に関する意見の募集を行いました。その結果、本件に関して、計3件の御意見をいただきました。

頂いた御意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方は別紙のとおりです。

今回の意見募集にあたり、貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

別紙

【意見公募の結果の公示別紙】「登録講習機関の登録等に関する取扱要領」等の一部改正に関する意見公募の結果について

番号	御意見の概要	御意見に対する国土交通省の考え方	案の修正の有無
1	有効期限の3ヶ月前に適式な更新の申請書を提出したにもかかわらず、手続きが有効期限までに完了しなかった場合にまで、登録の更新を認めず改めて登録を受けなければならないとするのは、妥当でない。	有効期限の３ヶ月前までに更新に必要な書類を添えて申請していただいた場合には、有効期間満了日までに更新手続きを行うことを想定しています。ただし、その後に申請書類の修正等の必要が生じた場合に申請者の方とやり取りできなくなるような場合等はその限りではございません。	無
2	取扱要領の切り替わり日と登録日のタイミングによっては、例えば登録期限まで２ヶ月のスクールの場合は、従前の要領では日程的に余裕ではあったが、新設の要領では規程の期限を過ぎての申請にせざるおえないかと存じます。 この場合、該当のスクールに対しては何か経過措置等あるのでしょうか。それとも期限３ヶ月前を切っていた場合でも適切に審査され、更新が間に合うように対応頂けるのでしょうか。	登録講習機関等の準備期間に考慮するとともに、新要領の下で規定の期限を過ぎてしまうケースが生じることのないよう、今般の改正後の登録講習機関の登録等に関する取扱要領等の施行日は、公布日から３ヶ月後とする予定です。	無
3	登録講習機関や登録更新講習機関の更新申請を満了日の３ヶ月前までに行うこととする改正と思うが、満了日の１か月前や２ヶ月前など、もう少し申請可能期間をのばすことはできないか。	更新申請の内容の確認および審査に一定の期間を要し、同時期に多数の登録申請が集中していることを踏まえ、有効期間満了日の３ヵ月前までに更新申請をしていただくよう改正するものであり、原案のままとさせていただきます。	無

※取りまとめの都合上、いただいたご意見は整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。